

名古屋市公報	令和 2年12月16日 第82号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第128号) 5
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第129号) 8
告	示	
○ 名古屋都市計画都市再開発の方針案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第722号) 9
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第723号) 10
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第724号) 11
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第725号) 12
○ 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第726号) 13
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課)	(第727号) 15
○ 名古屋都市計画駐車場の変更案の縦覧	(住都・街路計画課)	(第728号) 17
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第729号) 19
○ 名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第730号) 21
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第731号) 23
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第732号) 25
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第733号) 26
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第734号) 27
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第735号) 28
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第736号) 30
○ 名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業の事業計画の変更について	(住都・緑都市整備事務所)	(第737号) 31
○ 名古屋市市税条例第33条第 2項に規定する地域の指定	(財政・固定資産税課)	(第738号) 33
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課)	(第739号) 34
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第740号) 36

○ 事後調査結果報告書（工事中）について		
	（環境・地域環境対策課）（第741号）	37
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正（総務・行政改革推進室）	（第58号）	39
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正（総務・行政改革推進室）	（第59号）	42
教 育 委 員 会 規 則		
○ 押印の廃止に関する規則	（第23号）	47
人 事 委 員 会 規 則		
○ 職員の任用に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則 の一部を改正する規則	（第12号）	52
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱 金融機関の指定についての一部改正	（第18号）	53
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による届出の公告の取消し		
	（経済・地域商業課）	54

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 128号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、健康福祉局の組織を改正することに伴い、規程を整備します。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 2年12月14日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第 129号）

1 改正内容

令和 2年12月14日から新設する管理又は監督の地位にある職員の職について、管理職手当の区分を定めます。（別表第 1関係）

2 施行期日

令和 2年12月14日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第58号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、健康福祉局の組織を改正することに伴い、規程を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年12月14日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第59号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、保健所の組織を改正す

ることに伴い、規程を整備します。（第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係）

2 施行期日

令和 2 年 12 月 14 日から施行します。

教 委 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 押印の廃止に関する規則（第 23 号）

1 制定の趣旨

これまで押印を求めていた行政手続について、押印を廃止します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 128 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中 「保健医療課」 を「保健医療課」に、「 食品衛生課」を
感染症対策室」

「 食品衛生課

新型コロナウイルス感染症対策部
感染症対策室 に改める。

新型コロナウイルス感染症対策室」

第 2 条健康福祉局健康部保健医療課の項第 7 号中「部内他課室公所」を「部内他課公所」に改め、同部感染症対策室の項を削り、同局の項に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症対策部
感染症対策室

- (1) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関する事。
- (2) 部内他室の主管に属しない事。

新型コロナウイルス感染症対策室

- (1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関する事。

第5条第2項中「及び医監」を「、医監及び新型コロナウイルス感染症対策監」に改める。

第6条第8項中「健康福祉局健康部」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策部」を加え、同条中第13項を第14項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 新型コロナウイルス感染症対策監は、上司の命を受けて新型コロナウイルス感染症等の対策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の職員を指揮監督する。

第9条第1項の表健康福祉局健康部特定感染症等対策の項、新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設の項及び新型コロナウイルスワクチンに係る調整の項を削り、同局の項中

「

動物愛護管理・検査業務管理	1	動物の愛護等に関する事。	1
---------------	---	--------------	---

を」

	動物愛護管理・検査業務管理	1 動物の愛護等に関すること。	1	
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症対策	1 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。	5	
感染症対策部	新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設	1 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。 2 その他局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。	1	に改め
	新型コロナウイルスワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。	1	

る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月14日から施行する。
- 2 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉局健康部感染症対策室」を「健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室」に改める。

- 3 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2物品出納員1出納員の表本庁の項第1号中「健康福祉局健康部感染症対策室」を「健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室」に改める。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 129 号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「医監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策監」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年12月14日から施行する。

名古屋市告示第 722号

名古屋都市計画都市再開発の方針案の縦覧

名古屋都市計画都市再開発の方針を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市再開発の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 723号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 724号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 725号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 726号

名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

勅使池風致地区

名古屋市緑区大清水二丁目、大清水三丁目、大清水東、鶴が沢三丁目、鳴海町字大清水、字鏡田、字笹塚、字水広下、字諸ノ木及び字横吹、水広一丁目、水広二丁目、水広三丁目、諸の木一丁目、諸の木二丁目並びに諸の木三丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 727号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
1・4・5号 高速 1号線	名古屋市中川区 島井町	名古屋市名東区 猪高町大字高針 字原	名古屋市中村区 畑江通 3丁目 名古屋市中村区 名駅南三丁目 名古屋市中区 千代田五丁目 名古屋市千種区 田代本通 4丁目

1・4・6号 高速 2号線	名古屋市北区 大我麻町	名古屋市緑区 大高町字南休山	名古屋市中区 東桜二丁目 名古屋市昭和区 円上町 名古屋市南区 寺部通 4丁目
3・1・2号 矢場町線	名古屋市中区 大須一丁目	名古屋市千種区 千種通 7丁目	名古屋市中区 大須四丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から令和 2年12月21日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 728号

名古屋都市計画駐車場の変更案の縦覧

名古屋都市計画駐車場を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画駐車場

2 都市計画を変更する土地の区域

名 称	位 置
第10号若宮大通駐車場	中区大須三丁目及び大須四丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から令和 2年12月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 729号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

5・6・1号 東山公園

名古屋市千種区田代町字瓶杵及び字唐山、天白町大字植田字植田山、東山通 5丁目、東山元町 3丁目、4丁目及び 5丁目、星ヶ丘元町並びに星が丘山手

名古屋市昭和区八事富士見

名古屋市名東区猪高町大字高針字大久手、植園町 1丁目及び 3丁目、山香町、にじが丘 1丁目並びに藤巻町 1丁目、2丁目及び 3丁目

名古屋市天白区天白町大字植田字植田山並びに天白町大字八事字裏山及び字山田

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 730号

名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑地を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

第 9号 荒池緑地

名古屋市天白区天白町大字平針字荒池下、字大堤下、字大根ヶ越、字黒石及び字奴女里川並びに鳴海町字広湫

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 731号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 千音寺地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市中川区富田町大字千音寺字平毛、字無田居、字三反田、字中地、字猪ノ木及び字上之坪の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 732号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 緑笹塚地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市緑区鳴海町字笹塚、字鶴ヶ沢及び徳重三丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 7日から同月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 733号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区萩山町 1丁目26番の一部、27番の一部、28番の一部、29番の一部及び30番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 734号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部及び 7番 1の一部並びに金城ふ頭三丁目 2番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 735号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第11号に該当します。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区潮風町76番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

シアン化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

ポリ塩化ビフェニル

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

^ひ
砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 736号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区内山二丁目1608番 2の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 737号

名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業の事業計画
の変更について

名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第 1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同法第56条において準用する同法第55条第 2項の規定により、名古屋市中区金山二丁目15番16号名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所において、公衆の縦覧に供します。

令和 2年12月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 市街地再開発事業の種類及び名称

種類 第 2種市街地再開発事業

名称 名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業

2 事業施行期間

事業計画決定の公告の日から令和10年 3月31日まで

3 施行地区及び工区

施行地区 名古屋市緑区鳴海町字上汐田、字本町及び字向田の各一部

A工区 名古屋市緑区鳴海町字上汐田及び字向田の各一部

B工区 名古屋市緑区鳴海町字本町及び字向田の各一部

C工区 名古屋市緑区鳴海町字上汐田の一部

D工区 名古屋市緑区鳴海町字向田の一部

4 施行者の名称

名古屋市

5 事務所の所在地

名古屋市中区金山二丁目15番16号

6 事業計画の決定の年月日

平成10年11月26日

7 事業計画の変更の年月日

令和 2年12月 8日

8 設計の概要の変更認可年月日

令和 2年12月 8日

9 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和 2年12月 8日から施設建築物の建築工事の完了の公告の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 738 号

名古屋市市税条例第33条第 2 項に規定する地域の指定

令和 3 年度分の固定資産税について、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第33条第 2 項に規定する市長の指定する地域は、次に掲げるものとします。

令和 2 年12月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市明願土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 739 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の
届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年12月 9 日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
伊 豆 克 廣	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1729番地の 1
伊 藤 誠	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1075番地の 3
伊 藤 正 臣	名古屋市守山区大字下志段味字長根1497番地
伊 藤 政 利	名古屋市守山区大字下志段味字東新田1383番地の 7
尾 関 峯 雄	名古屋市守山区大字下志段味字池段寺 913 番地
加 藤 公 生	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1145番地
加 藤 尚 史	名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2353番地の 1
加 藤 鈞	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1135番地
加 藤 洋 興	名古屋市守山区大字下志段味字西新外 642 番地
加 藤 義 久	名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1713番地の 1
加 藤 恵 久	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1648番地の15
河 内 豊	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番地の 250
木 全 義 春	名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1719番地の 2
高 坂 勝 彦	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1419番地
寺 平 徳 夫	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1858番地の 1
長 塚 武 彦	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1063番地
野 田 幸 治	名古屋市守山区大字下志段味字石米1275番地

野 田 正 明	名古屋市守山区大字下志段味字池田 786 番地
松 田 勝 利	名古屋市守山区大字下志段味字東新外 573 番地
水 野 嘉志郎	名古屋市守山区大字下志段味字新林2119番地の 1

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 740号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年12月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市港区空見町19番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第741号

事後調査結果報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市富田工場設備更新事業に係る事後調査結果報告書（工事中）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年12月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市富田工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施場所

名古屋市中川区吉津四丁目3208番地

4 事後調査結果報告書の提出年月日

令和2年11月30日（月）

5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中川区高畑一丁目223番地

中川区役所

ウ 名古屋市中川区春田三丁目215番地

中川区役所富田支所 (以下「富田支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

オ 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

あま市市民生活部環境衛生課 (以下「あま市環境衛生課」という。)

(あま市役所甚目寺庁舎 2 階)

(2) 縦覧期間

令和2年12月10日(木)から同月24日(木)まで。ただし、地域環境対策課、中川区役所、富田支所及びあま市環境衛生課にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中川区役所及び富田支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ あま市環境衛生課

午前8時30分から午後5時15分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 保健医療課 地域医療係 (1)～(6) （略） (7) <u>部内他課室公所係</u>の主管に属しないこと。 （略） <u>感染症対策室</u> <u>感染症係</u> <u>(1) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。</u> <u>主査（特定感染症等対策）</u> <u>(13)</u> <u>(1) 局長の指定する特定感染症等の対策に関すること。</u> <u>主査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）</u>	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 保健医療課 地域医療係 (1)～(6) （略） (7) <u>部内他課公所係</u>の主管に属しないこと。 （略）

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他局長の指定する特定感染症等の対策に関すること。

主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(2)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

主 査（感染症予防等）

(1) 局長の指定する感染症予防等に関すること。

(略)

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部
感染症対策室

感染症係

(1) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

(2) 部内他室の主管に属しないこと。

主 査（特定感染症等対策）

(1) 局長の指定する特定感染症等の対策に関すること。

主 査（感染症予防等）

(1) 局長の指定する感染症予防等に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策室

主 査（新型コロナウイルス感染症対策）(17)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

主 査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）(2)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(2)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス

(略)	<u>ワクチンに係る調整に関すること。</u> (略)
-----	--------------------------------

附 則

- この達は、令和 2 年12月14日から施行する。
- 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																
別表 (略) <table> <tr> <td>幹事</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>健康福祉局健康部感染症対策室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	幹事	(略)	(略)		〃	健康福祉局健康部感染症対策室長	(略)		別表 (略) <table> <tr> <td>幹事</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	幹事	(略)	(略)		〃	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室長	(略)	
幹事	(略)																
(略)																	
〃	健康福祉局健康部感染症対策室長																
(略)																	
幹事	(略)																
(略)																	
〃	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室長																
(略)																	

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 保健医療課 (略) <u>感染症対策室</u> <u>感染症係</u> <u>主査(14)</u> <u>主幹(6)</u> <u>主査(1)</u> <u>主幹(1)</u> <u>主査(2)</u> (略) 動物愛護センター (略)	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 保健医療課 (略) (略) 動物愛護センター (略) <u>新型コロナウイルス感染症対策監</u> <u>新型コロナウイルス感染症対策部</u> <u>感染症対策室</u> <u>感染症係</u> <u>主査(2)</u> <u>新型コロナウイルス感染症対策室</u> <u>主幹(5)</u> <u>主査(17)</u>

(略)

第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

健康部
保健医療課
地域医療係

(1)～(6)

(7) 他部課室並びに保健センター、生活衛生センター及び動物愛護センターの
主管に属しないこと。

(略)

感染症対策室
感染症係

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。

(2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関すること。

(3) 予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関すること。

(4) 試験検査業務の連絡調整に関すること。

主 査（特定感染症等対策）
(13)

(1) 特定感染症等の対策に関すること。

主 査（感染症予防等）

(1) 保健所長の指定する感染症予防等に関すること。

主 幹（特定感染症等対策）(5)

(1) 特定感染症等の対策に関すること。

主 幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）

(1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他保健所長の指定する特定感染症等の対策に関すること。

主 査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿

主 幹(1)
主 査(2)
主 幹(1)
主 査(2)

(略)

第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

健康部
保健医療課
地域医療係

(1)～(6)

(7) 他部課並びに保健センター、生活衛生センター及び動物愛護センターの
主管に属しないこと。

(略)

泊療養施設)

(1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他保健所長の指定する特定感染症等の対策に関すること。

主 幹 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整)

(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (2)

(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

(略)

動物愛護センター

(略)

(略)

動物愛護センター

(略)

新型コロナウイルス感染症対策監

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策室

感 染 症 係

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策室の主管に属するものを除く。)

(2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関すること。

(3) 予防接種 (法令で定めるものに限る。) に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策室の主管に属するものを除く。)

(4) 試験検査業務の連絡調整に関すること。

(5) 部内他室の主管に属しないこと。

主 査 (特定感染症等対策)

(1) 特定感染症等の対策に関すること。

主 査 (感染症予防等)

(1) 保健所長の指定する感染症予防等に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策室

主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策) (5)

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関

		<u>すること。</u> <u>主 査（新型コロナウイルス感染症対策）（17）</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u> <u>主 幹（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。</u> <u>（2）その他保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u> <u>主 査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）（2）</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。</u> <u>（2）その他保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u> <u>主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）</u> <u>（1）新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）（2）</u> <u>（1）新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> （略）
2・3	（略）	2・3 （略） 4 <u>新型コロナウイルス感染症対策監は、上司の命を受けて新型コロナウイルス感染症等の対策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の部長その他の職員を指揮監督する。</u>
4～8	（略）	5～9 （略）
第5条	（略）	第5条 （略）
2・3	（略）	2 <u>新型コロナウイルス感染症対策監は、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策監の職にある者をもって充てる。</u>
4	前条に規定する職（保健センター所長及び感染症対策・調査センター所長を除く）	3・4 （略）
		5 <u>前条に規定する職（新型コロナウイルス感染症対策監、保健センター所長及び</u>

く。) 及びその補助組織には、健康福祉局健康部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

感染症対策・調査センター所長を除く。) 及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

附 則

この達は、令和 2 年12月14日から施行する。

押印の廃止に関する規則をここに公布する。

令和 2 年12月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第23号

押印の廃止に関する規則

(名古屋市入学準備金条例施行規則等の一部改正)

第 1 条 次の表の左欄に掲げる規則のうち同表右欄に掲げる様式中

「 」
印 又は ㊦ を削る。
「 」

規 則	様 式
名古屋市入学準備金条例施行規則（平成16年名古屋市 教育委員会規則第 7 号）	第 1 号様式
	第 4 号様式
	第 5 号様式
博物館の登録に関する規則（平成27年名古屋市教育委 員会規則第17号）	第 2 号様式
	第 3 号様式
	第 4 号様式
	第 5 号様式

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号）	別記様式
名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）	第1号様式
	第2号様式
名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第13号）	第1号様式
	第2号様式
名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第17号）	第1号様式
	第4号様式
名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第2号）	第1号様式
	第7号様式
	第8号様式
	第9号様式
	第10号様式
	第11号様式
	第12号様式
	第13号様式
	第14号様式
	第15号様式
名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成27年名古屋市教育委員会規則第18号）	第1号様式
	第5号様式
	第6号様式
	第7号様式

（名古屋市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 名古屋市教育委員会公印規則（昭和45年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公印使用認可簿（第1号様式）に必要事項を記載し、これと」を削り、「のちに」を「後に公印使用記録簿（第1号様式）に必要事

項を記載し、公印を」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

公 印 使 用 記 録 簿

年月日	公印名	件 名	公 印 使用数	所属課名	起案者名 (発 送 責任者)	電話 番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(名古屋市教育委員会聴聞規則の一部改正)

第3条 名古屋市教育委員会聴聞規則（平成6年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印し」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

職員の任用に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月 8 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第12号

職員の任用に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表局長段階の項中「医監」の次に「、新型コロナウイルス感染症対策監」を加える。

第 2 条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表健康福祉局本庁の項中「医監」を「医監
新型コロナウイルス感染症対策監」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年12月14日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第18号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2項収納取扱金融機関中「株式会社第四銀行」を「株式会社第四北越銀行」に改める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による届出の公告の取消し

令和 2年 5月20日付けで公告しました大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定による届出の公告を取り消します。

令和 2年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 届出の日

令和 2年 4月27日

3 取消しの理由

届出に不備があったため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課